

## 第2回 臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班

### 議事次第

日時：平成21年10月16日(金)

15:00～17:00

場所：厚生労働省 省議室

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

- (1) 親族優先提供について
- (2) その他

#### 3. 閉 会

#### 〈配布資料〉

- 資料1 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の概要
- 資料2-1 厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会について
- 資料2-2 改正法の施行に向けた検討課題及び検討体制について
- 資料3-1 親族への優先提供とレシピエント選択基準の関係について
- 資料3-2 心臓移植希望者(レシピエント)選択基準
- 資料4 親族への優先提供の意思表示について

#### 参考資料

- ・ 親族の範囲について
- ・ 脳死した者の身体からの臓器提供の標準的なフローチャート
- ・ 臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供に関する作業班第1回(10/1)における主な御意見

## 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）の概要

### 1 臓器摘出の要件の改正

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき（現行法での要件）。
- ② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。

### 2 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人が
  - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、
  - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。
- ② 本人について
  - A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、
  - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

### 3 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

### 4 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

### 5 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 臓器の移植に関する法律（現行法）と改正法 比較表

現行法	改正法	施行日	
親族に対する優先提供	○当面見合わせる（ガイドライン）	○臓器の優先提供を認める	平成 22 年 1 月 17 日
脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、 家族が拒否しない又は家族がいないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、 家族が拒否しない又は家族がいないこと （現行法と同じ） 又は ○本人の意思が不明（拒否の意思表示をしていない場合）であり、 家族の書面による承諾があること	平成 22 年 7 月 17 日
小児の取扱い	○15 歳以上の者の意思表示を有効とする （ガイドライン）	○年齢に関わりなし	
被虐待児への対応	（規定なし）	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	
普及・啓発活動等	（規定なし）	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	

## 厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会について

## 【臓器移植委員会における検討】

- 厚生労働省は、臓器移植法の運用に当たり、臓器移植法に基づく手続等について、
- ・臓器移植法により委任を受けた事項について定めた厚生労働省令（脳死判定基準等）
  - ・運用上必要な事項について厚生労働省が定めたガイドライン（意思表示可能な年齢等）
- を定めているところである。

これらを定める際には、専門家の意見を聴くため、臓器移植委員会（厚生科学審議会の下に設置）において、議論をお願いしている。

※平成9年の臓器移植法施行に併せて、旧厚生省の公衆衛生審議会の下に設置。

平成13年の厚生労働省発足に伴い、厚生科学審議会に移行。

## 【今回の法律改正を受けた対応】

- 先の通常国会で一部改正法が可決・成立（7月17日公布）し、来年1月の親族優先提供に係る部分から順次施行となる。

※施行日：平成22年1月17日（親族優先提供に係る部分）

平成22年7月17日（小児からの臓器提供等に係る部分）

- 改正法の施行に向けて、まずは、年内にも、親族優先提供の実施に必要な事項について、ガイドライン等の改正が必要となる。
- 改正に当たっては、臓器移植委員会等における専門家の御議論をいただくとともに、パブリックコメントを経た上で行う予定である。

## 【第二十六回臓器移植委員会の議事概要】

- 上記の背景から、臓器移植委員会の開催準備を進めた結果、平成21年9月15日に、一部改正法の公布以来、初めての委員会開催となった。
- 委員会では、今後の施行に向けた「検討課題」を提示するとともに、課題毎に作業班や研究班を設けて専門的な検討を行う方針を示し、了承を得た。
  - ※ 具体的には、
    - ・ 意思表示等に関する作業班（仮称）（親族の範囲、15歳未満の者による拒否の意思表示について等）
    - ・ 普及啓発に関する作業班（仮称）（ドナーカードの様式、普及啓発の方法等）
    - ・ 臓器毎による作業班（ドナー適応基準、レシピエント選択基準等）
    - ・ 厚生労働科学研究 研究班（小児の脳死判定基準等）により今後検討を行っていく。
- 親族への優先提供、小児からの臓器提供、普及啓発など検討を要する課題を、今後作業班等において検討を行う際に留意すべきと考える点等について、各委員から意見を頂いた。
- 審議の過程で、親族優先提供の対象となる「親族」の範囲について、各委員より、国会における提案者の答弁を尊重し、「親子と配偶者」とすべきとの意見が出された。
- 今後は、臓器移植委員会の御意見を踏まえつつ、作業班において詳細な検討を行い、ガイドライン案を作成し、臓器移植委員会に報告する。

(別添1)

「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」国会会議録抜粋  
(親族優先提供の範囲に関する部分)

○ 平成21年5月27日衆議院厚生労働委員会 河野太郎君(提案者)

(略) いわば命の受け渡しをした親子、あるいは配偶者といった家族の中で、(略)。

ガイドラインで、親子及び配偶者に限り、事前にそうした方がレシピエント登録をされている場合、そしてドナーになる方が書面でその意思を明確にしている場合に限り、親子及び配偶者に対しては親族の優先提供を認めることということで、かなり厳しい枠をはめて、その中に限り優先提供をこれは心情を考えて認める。(略)

※ 親族に臓器の優先提供を認める規定(平成22年1月17日施行)

(親族への優先提供の意思表示)

第6条の2 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示使用とする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

## 改正法の施行に向けた検討課題及び検討体制について

平成21年9月15日  
疾病対策課 臓器移植対策室

### 1. 検討課題

#### I. 親族への優先提供に関する課題

- 1 親族の範囲について
- 2 親族への優先提供意思の取扱いについて
- 3 あっせん手続きについて

#### II. 小児からの臓器提供に関する課題

- 1 小児の脳死判定基準等について
- 2 被虐待児の取扱いについて
- 3 15歳未満の者による拒否の意思表示について

#### III. 本人が意思表示していない場合における臓器提供に関する課題

- 1 意思表示していないことの確認について
- 2 有効な意思表示ができない者の取扱いについて

#### IV. 普及啓発等に関する課題

- 1 臓器提供意思表示カードについて
- 2 意思表示登録システムについて
- 3 普及啓発の対象者と啓発方法について
- 4 普及啓発の内容について

#### V. その他

- 1 ドナー適応基準及びレシピエント選択基準の見直しについて
- 2 臓器移植に係る体制整備について

等

## 2. 検討体制（別紙参照）

- これまで、臓器移植法の施行に必要な事項は、以下の体制で検討を実施。
  - ① 重要事項に関しては、厚生労働省（事務局）からの諮問等に応じ、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会で審議
  - ② ①の審議に当たり、専門的な観点からの検討が必要な事項については、事務局において「作業班」の意見を聴きつつ検討課題等を作成
  - ③ また、医学的な知見の収集等が必要な事項には、厚生労働科学研究も活用
- 改正法の施行に向けた検討についても、親族への優先提供、小児からの臓器提供、児童虐待の確認等、専門的な検討が必要となるため、上記の体制で検討を行うこととしてはどうか。

## 3. 改正法の施行に向けたスケジュール

施行期日は公布の日から起算して1年を経過した日（平成22年7月17日）であるが、親族優先提供に係る部分については、公布の日から起算して6月を経過した日（平成22年1月17日）である。

このため、当面は親族優先提供に係る事項について、作業班からの報告等を踏まえて審議し、その後、残された論点について、順次検討してはどうか。

### 平成21年

7月17日 改正法の公布  
9月～ 検討 

（	臓器移植委員会（月1回程度）
	各作業班（適宜）
	厚生労働科学研究班

）  
パブリックコメントなど  
省令、ガイドラインの改正

### 平成22年

1月17日 改正法一部施行（親族優先提供）  
検討 

（	臓器移植委員会（月1回程度）
	各作業班（適宜）
	厚生労働科学研究班

）  
パブリックコメントなど  
省令、ガイドラインの改正  
7月17日 改正法の全面施行



# 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の施行に向けた検討体制

## 主な検討課題

**I 親族への優先提供(H22. 1. 17施行)**

- 親族の範囲について
- 親族への優先提供意思の取扱いについて
- あっせん手続きについて

**II 小児からの臓器提供(H22. 7. 17施行)**

- 小児の脳死判定基準等について
- 被虐待児の取扱いについて
- 15歳未満の者による拒否の意思表示について

**III 本人意思が不明の場合(I IIに応じて、H22. 1. 17又はH. 22. 7. 17施行)**

- 意思表示していないことの確認について
- 有効な意思表示ができない者の取扱いについて

**IV 普及啓発等(I IIに応じて、H22. 1. 17又はH. 22. 7. 17施行)**

- 臓器提供意思表示カードについて
- 意思表示登録システムについて
- 普及啓発の対象者と啓発方法について
- 普及啓発の内容について

**V その他(I IIに応じて、H22. 1. 17又はH. 22. 7. 17施行)**

- ドナー適応基準、レシピエント選択基準について
- 臓器移植に係る体制整備について

専門的な検討を行う体制の整備

## 検討体制

**意思表示等に関する作業班(仮称)**

- 親族の範囲について
- 15歳未満の者による拒否の意思表示について
- 有効な意思表示ができない者の取扱いについて 等

**普及啓発等に関する作業班(仮称)**

- ドナーカードの様式について
- 意思表示登録システムについて
- 普及啓発の方法について 等

**臓器毎による作業班**

- 親族優先、小児からの臓器提供等に伴うドナー適応基準、レシピエント選択基準について

**厚生労働科学研究 研究班**

- 小児の脳死判定基準について 等
- 臓器提供施設の体制整備について (脳死下での小児臓器提供を行う施設としての要件)

研究代表者: 貫井英明先生  
 研究分担者: 横田裕行先生、山田不二子先生  
 畑澤順先生

研究期間: 平成21年度

検討内容の報告

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会

審議・パブリックコメントを経て省令やガイドラインの策定へ

## 親族への優先提供とレシピエント選択基準の関係について

## 1 あっせん手続きと親族への優先提供について

現行制度下でのレシピエントの選択は「臓器提供者（ドナー）適用基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日健医発第1371号）に基づき行われている。

法改正により、親族への優先提供の意思を表示することが可能となるが、当該意思をレシピエント選択の過程においてどのように位置づけるか。

## 2 レシピエント選択基準について

レシピエント選択基準は、臓器の移植に関する法律の基本理念である「移植術の実効性の担保」と「移植機会の公平性の確保」を具体化するものとして、基本的に医学的適応、組織的適合等の医学的見地から定められた基準である。

レシピエント選択基準には、「適合条件（前提条件）」と「優先順位」の項目があり、臓器別に設定されている。基本的に、「適合条件（前提条件）」に合致することが移植術を受ける前提であり、「適合条件」に合致するレシピエントが複数存在する場合には、「優先順位」の項目に従って優先順位が決定される。

## 3 考えられる案

親族への優先提供の意思表示については、臓器移植法の基本理念のうち「移植機会の公平性」について、特例を設けるものと考えられる。

優先提供を受けることとなる親族は、事前に臓器移植ネットワークにレシピエント登録していることが前提となることから、臓器提供者が親族への優先提供の意思を表示していた場合には、医学的に適切な（実効性のある）移植と認められる範囲内で、優先的に取り扱う（優先順位を1位とする）ことが適当ではないか。

※平成21年7月7日参議院厚生労働委員会

（山内康一議員）

移植医療に対する国民の信頼の確保のために、移植機会の公平性の確保と最も効果的な移植の実施という両面からの要請にこたえた臓器の配分が行われることが必要であります。現行法の下でも、厚生労働大臣の許可を受けた臓器移植ネットワークが臓器のあっせんを一元的に行うこととなっております。

移植手術を受ける順位については、血液型などが適合するか、医学的に緊急度が高いかなど臓器ごとの詳細な条件に照らして決められており、公正かつ適切に行われているものと認識をしております。この配分先の決定に当たっては、純粋に医学的なデータだけに基づいてコンピューターで自動的に優先順位が決められる、そういう体制になっているというふう聞いております。したがって、本当に数値や医学的な情報だけで決められていますので、恣意が入り込む余地というのは今の体制ではございません。

A案におきましては、親族への優先提供の意思表示の規定を設けることとしておりますが、この場合におきましても、その意思表示を踏まえた上で、最終的には血液型が適応するかなどの条件に照らし合わせて順位が判定されることになると想定しており、決して順位の判定が恣意的に行われることはないと認識しております。

なお、現行法においても、臓器あっせん機関に対する厚生労働大臣の報告徴収などの手続や、必要な指示及び当該の指示に従わなかった場合の許可取消し等の規定が設けられており、臓器移植ネットワークによる適切な運用が担保される制度が設けられているところであります。

## 心臓移植希望者（レシピエント）選択基準

### 1. 適合条件

#### (1) ABO式血液型

ABO式血液型の一致 (identical) だけでなく、適合 (compatible) の待機者も候補者として考慮する。

#### (2) 体重 (サイズ)

体重差は-20%~30%であることが望ましい。

ただし、移植希望者（レシピエント）が小児である場合は、この限りではない。

#### (3) 前感作抗体

リンパ球直接交差試験（ダイレクト・クロスマッチテスト）を実施し、抗T細胞抗体が陰性であることを確認する。

パネルテストが陰性の場合、リンパ球直接交差試験（ダイレクト・クロスマッチテスト）は省略することができる。

#### (4) CMV抗体

CMV抗体陰性の移植希望者（レシピエント）に対しては、CMV抗体陰性の臓器提供者（ドナー）が望ましい。

#### (5) HLA型

当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。

### 2. 優先順位

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

#### (1) 虚血許容時間

虚血許容時間を優先する。臓器提供者（ドナー）の心臓を摘出してから4時間以内に血流再開することを第一条件とする。

（ただし、全国一元的に臓器をあっせんする体制（ネットワーク）が組織的にも機能的にも、ブロックで分けられる場合には、虚血許容時間内であれば、ブロックを中心に考える（後述する具体的選択法を参照）。）

## (2) 医学的緊急度

定義： Status 1：次の（ア）から（エ）までの状態のいずれかに該当すること。

（ア）補助人工心臓を必要とする状態

（イ）大動脈内バルーンポンピング（IABP）を必要とする状態

（ウ）人工呼吸を必要とする状態

（エ）ICU、CCU 等の重症室に収容され、かつ、カテコラミン等の強心薬の持続的な点滴投与が必要な状態

\* カテコラミン等の強心薬にはフォスフォディエステラーゼ阻害薬なども含まれる

Status 2：待機中の患者で、上記以外の状態

Status 3：Status 1、Status 2で待機中、除外条件（感染症等）を有する状態のため一時的に待機リストから削除された状態

原則として Status 1 を優先する（後述する具体的選択法を参照）。また、Status 3 への変更が登録された時点で、選択対象から外れる。除外条件がなくなり、Status 1 又は Status 2 へ再登録された時点から、移植希望者（レシピエント）として選択対象となる。

## (3) ABO式血液型

一致を原則とするが、緊急性の高い Status 1 の移植希望者（レシピエント）がない場合や他に一致する移植希望者（レシピエント）がない場合には、適合者に配分する（後述する具体的選択法を参照）。

## (4) 待機期間

以上の条件が全て同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合は、待機期間の長い者を優先する。

○Status 1 の移植希望者（レシピエント）間では、待機期間は Status 1 の延べ日数とする。

○Status 2 の移植希望者（レシピエント）間では、待機期間は登録日からの延べ日数とする。

### 3. 具体的選択方法

#### (1) ネットワークがブロック化されていない場合

順位*	医学的緊急度	A B O式血液型
1	Status 1	一致
2	Status 1	適合
3	Status 2	一致
4	Status 2	適合

\*同順位内に複数名の移植希望者（レシピエント）が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

#### (2) ネットワークが組織的にも機能的にもブロック化された場合

順位*	距離	医学的緊急度	A B O式血液型
1	ブロック内	Status 1	一致
2	ブロック内	Status 1	適合
3	ブロック内	Status 2	一致
4	他ブロック	Status 1	一致
5	他ブロック	Status 1	適合
6	ブロック内	Status 2	適合
7	他ブロック	Status 2	一致
8	他ブロック	Status 2	適合

\*同順位内に複数名の移植希望者（レシピエント）が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

### 4. その他

将来、Status 1の移植希望者（レシピエント）が増加すると、O型の臓器提供者（ドナー）からの臓器が順位2の移植希望者（レシピエント）に配分され、Status 2の移植希望者（レシピエント）に配分されない事態が生じることが予想される。この場合はブロック制の再考を含めて、選択基準の見直しをすることとする。

## 親族への優先提供の意思表示について

I 改正後の規定

(臓器の摘出)

第6条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

二 (略)

(親族への優先提供の意思表示)

第6条の2 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

II 親族への優先提供の意思表示を行うための要件

- ①移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者
- ②その意思の表示に併せて、
- ③親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

III 検討課題

## 1 表示方法について

現行制度下では、主に臓器提供意思表示カード、臓器提供意思表示シール、臓器提供意思登録システムによって意思表示が行われているが、親族への優先提供の意思を表示するに当たって、どのような点に留意すべきか。

## 2 表示内容について

提供先を親族に限定する意思など、親族への優先提供に付随して示された意思について、どのように取扱うか。

## 3 親族の範囲について

国会審議では親族の範囲は一親等と配偶者に限定するとの提案者答弁があり、臓器移植委員会においても当該提案者意思を尊重するとの意見が出された。

この場合において、事実婚や養子をどのように取扱うか。

## 4 親族の確認方法について

脳死下での臓器提供という場面で、親族関係の確認をするにはどのような方法が考えられるか。

## 表示方法について

親族優先提供の意思表示は、対象となる親族に大きな影響を与えるため、運用に当たっては、意思確認等を慎重に行っていく必要がある。

また、親族優先提供の意思表示は、臓器提供の意思表示と併せて行うものとされていることを踏まえれば、これまでの意思表示手段を活かしつつ、表示方法を考えていくことが現実的である。

これらを踏まえ、表示方法において留意すべき点はないか。

### 1 臓器提供意思表示カード及びシール

現行法の運用においては、臓器提供に係る意思表示を書面にて行う手段として、臓器提供意思表示カード及びシール（以下「ドナーカード等」という。）を配布してきたところである。

このドナーカード等について、例えば、自筆で親族への優先提供の意思表示も併せて記入していただくとの運用とした場合、問題点や留意すべき点はないか。

※ この場合、新たに親族優先提供の意思表示欄を設けたドナーカード等を配布するほか、現行ドナーカード等も、余白に親族優先提供の意思を記入することで有効とすることが考えられる。

### 2 臓供移植意思登録システム

ドナーカードに加え、第三者である（社）日本臓器移植ネットワークが運営するシステムで意思を登録し、その内容を記載した書面の発行を受け、本人が携帯する仕組みを設けているが、このシステムで親族優先提供の意思表示の登録も可能とするとの運用とした場合、問題点や留意すべき点はないか。

（該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で  
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器  
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)  
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他( )

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供  
します。 (×をつけた臓器は提供しません)  
腎臓・脾臓・眼球・その他( )

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_

家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの適否の為に署名して下さい)



## 表示内容について

提供先を親族に限定する意思など、親族への優先提供に付随して示された意思について、どのように取扱うか。

- 1 臓器提供の意思表示と併せて、特定の親族へ提供する意思及び親族間で優先順位をつけた意思が示されていた場合
- 2 臓器提供の意思表示と併せて、優先とならない範囲の親族への優先提供の意思が示されていた場合
- 3 親族以外には提供しない（限定的な提供）意思が示されていた場合

※ 現行では、提供先を指定した場合については、有効な意思表示とはせず、提供は見合わせることにしている。

### 【論点】

- 1) 第6条の2の親族への優先提供の意思について、どのように取扱うべきか。
- 2) 第6条第1項の臓器提供の意思について、どのように取扱うべきか。

### 《臓器提供の手続き》

I	本人の意思表示	(第三者への)提供の意思 (親族への)提供の意思	— 限定
			↓
II	家族の承諾		○ ↓
III	法的脳死判定以降		○

また、親族優先提供の表示を行いうる年齢等について、どのように取り扱うか。

- 4 親族優先提供に係る意思表示が可能となる年齢について
- 5 親族優先提供に係る意思表示に基づき臓器提供を受けることが可能となる年齢について

※ 現行ガイドラインでは、書面による(第三者への提供の)意思表示ができる年齢として、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱っている。

※ 現行制度において、レシピエントとなる者の年齢については特に定めがない。

## 親族の範囲について

### I 親族の範囲

#### 1 民法における親族の範囲

六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族（民法第725条）

#### 2 臓器移植法改正時の提案者答弁

平成21年7月9日参議院厚生労働委員会

河野太郎議員

A案の親族の優先提供でございますが、これはドナーとなる方が生前に書面で本人が脳死になったときに臓器を提供するという意思を明確にし、なおかつ一親等、親又は子あるいは配偶者の中でレシピエント登録を既に済ませている者を指定している場合に限り親族の優先提供ができるというふうになっておりますので、本人の意思がなかったときに残った遺族が決めるというものでもございませんし、レシピエントとなれるのはレシピエント登録をしている一親等又は配偶者に限るということになっております。

#### 3 生体移植における親族の範囲（日本移植学会倫理指針）

親族とは六親等以内の血族、配偶者と三親等内の姻族を指すものとする。

### II 養子

#### 1 民法上の養子について

民法上、養子は、縁組の日から嫡出子の身分を取得し、養親及びその血族との間においては、血族間におけるのと同様の親族関係を生じることとされている。

また、特別養子縁組にあっては、養子と実方の父母及び血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了することとされている。

#### 2 臓器移植法における養子の取扱いについて

改正法に親族への優先提供の意思表示の規定が設けられた趣旨は、提案者の答弁によると「生活をともにしていく中で強い信頼と情をはぐくんできた家族には少しでも長く生きてもらいたいと願うことは人が持つ自然の感情として十分理解できる」とされているところ、臓器移植法の親族への優先提供における養子についてどう考えるか。

## II 事実婚

### 1 民法における事実婚の取扱いについて

法律婚の効果の中で従来型の事実婚にほぼ異論なく認められているのは、①同居・協力・扶助義務、②貞操義務、③婚姻費用分担義務、④日常家事債務の連帯責任、⑤夫婦別産制と帰属不明財産の共有推定など、夫婦の実質があれば保障する必要があるような効果であると考えられる。

他方、認められていないのは①氏の変更、②成年擬制、③子の嫡出性、親権の所在、⑤姻族関係の発生、⑥相続権等であり、取引の安全等を考慮し、画一的に決まる必要があるような効果であると考えられる。

### 2 臓器移植法における事実婚の取扱いについて

改正法に親族への優先提供の意思表示の規定が設けられた趣旨は、提案者の答弁によると「生活をともにしていく中で強い信頼と情をはぐくんできた家族には少しでも長く生きてもらいたいと願うことは人が持つ自然の感情として十分理解できる」とされているとこと、臓器移植法の親族への優先提供における事実婚についてどう考えるか。

## 親族の確認方法について

移植医療の現場において、移植コーディネーターや医療従事者が、脳死下での臓器提供という場面で、親族関係の確認をするにはどのような方法が考えられるか。

### 1 生体移植の取扱いについて

『「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）』第12の6において、臓器の提供者が移植術を受ける者の親族である場合には、親族関係及び本人確認は公的証明書により確認することを原則とし、それによることができない場合には、倫理委員会等において関係資料に基づき確認することとされている。

なお、公的証明書については、臓器移植対策室長通知により、戸籍抄本、住民票又は世帯単位の保険証とされている。

### 2 臓器移植法における取扱いについて

改正法により親族への優先提供が可能となるが、親族関係については生体移植の取扱い同様、移植術を行う前に、公的証明書により確認することが望ましい。

しかしながら、脳死下での臓器提供については、夜間・休日等に臓器提供者が発生することも十分に想定されるため、移植術を行う前に公的証明書による確認が困難な場合も考えられるが、どう考えるか。

(縁組による親族関係の発生)

第727条 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるの  
と同一の親族関係を生ずる。

(嫡出子の身分の取得)

第809条 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。

(特別養子縁組の成立)

第817条の2 家庭裁判所は、次条から第817条の7までに定める要件があるときは、養親  
となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別  
養子縁組」という。）を成立させることができる。

(実方との親族関係の終了)

第817条の9 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了す  
る。ただし、第817条の3第2項ただし書<注：養夫婦の一方の元々の嫡出子である場合>  
に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

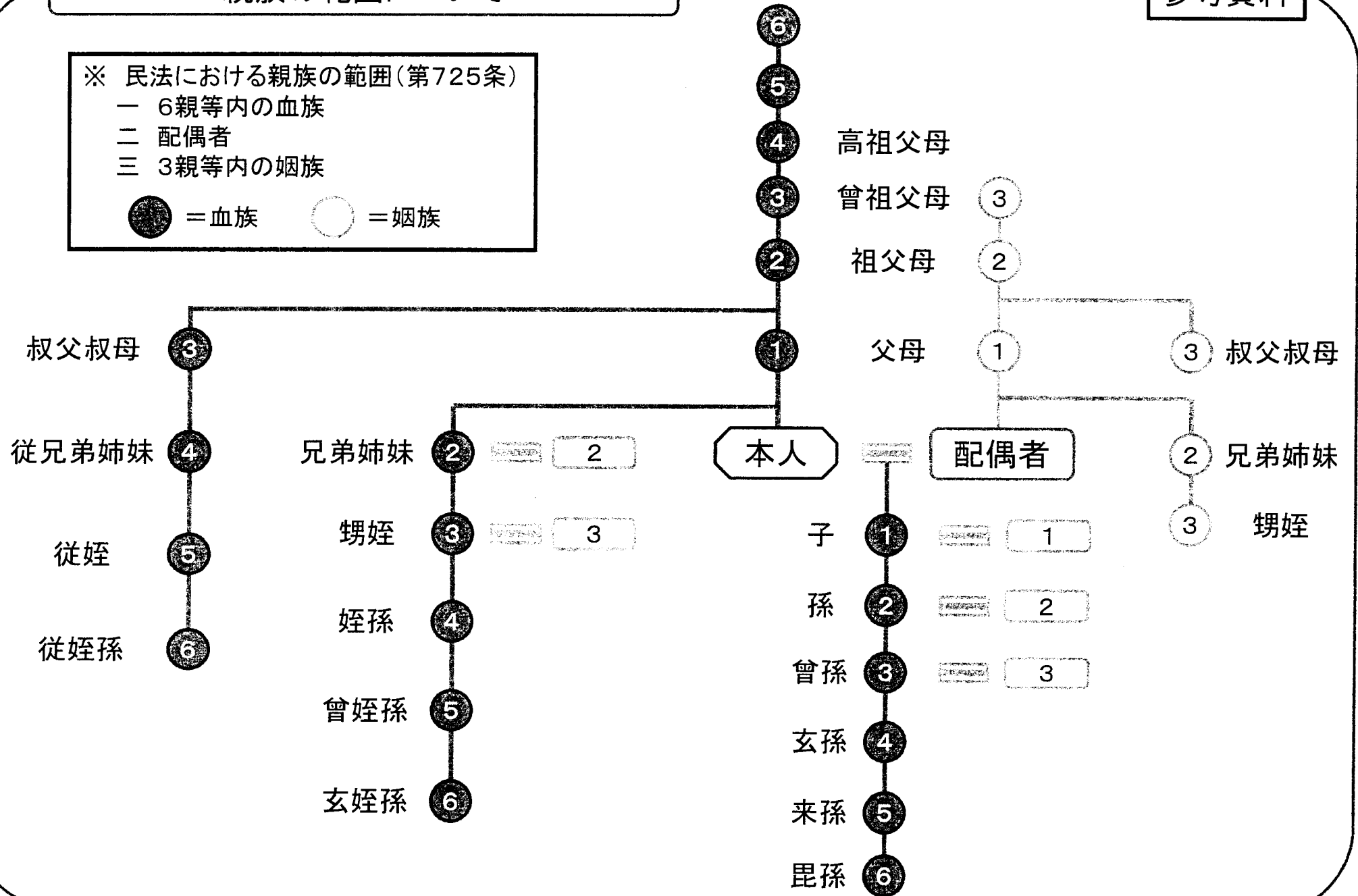
# 親族の範囲について

参考資料

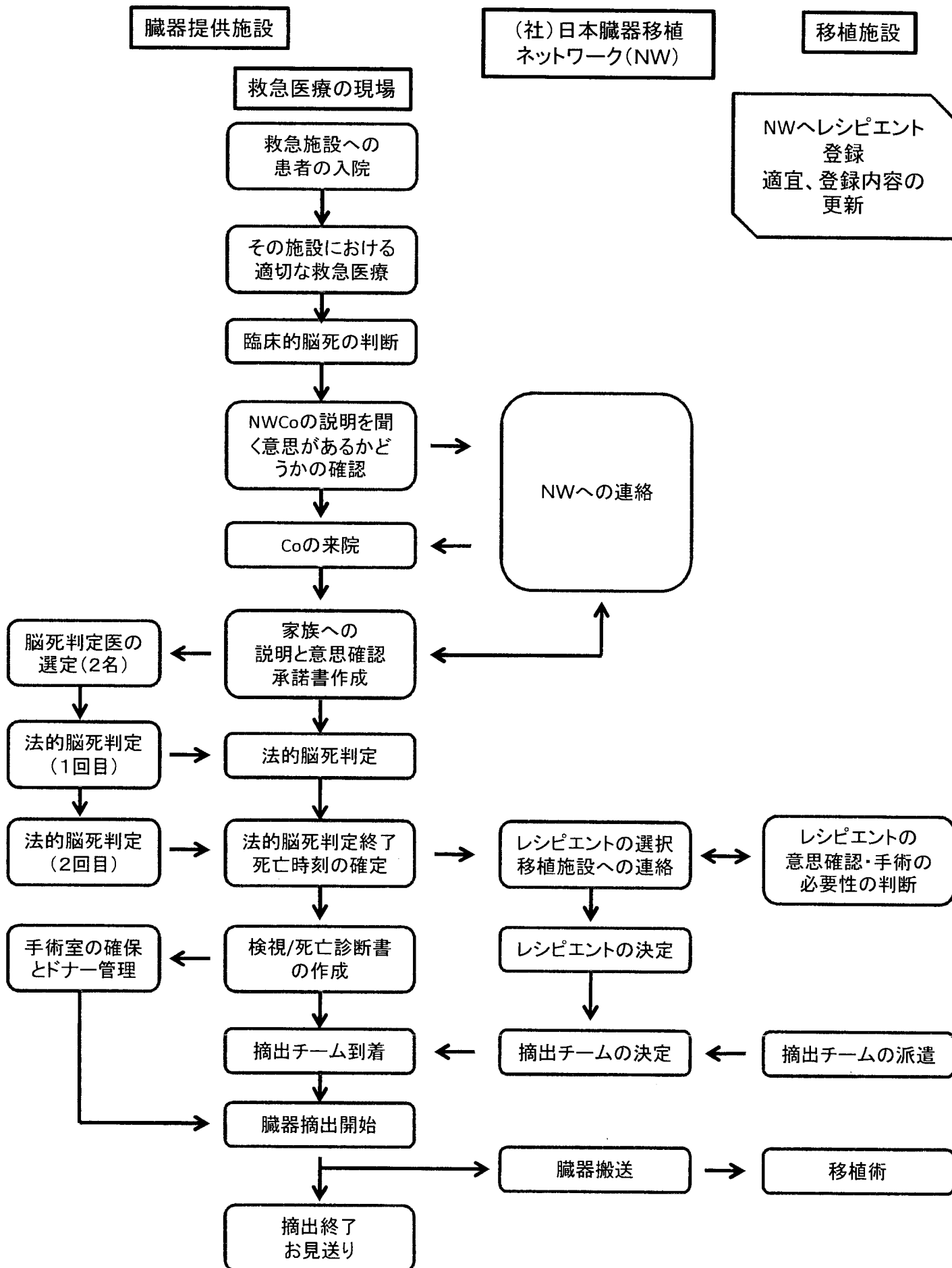
※ 民法における親族の範囲(第725条)

- 一 6親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 3親等内の姻族

● = 血族      ○ = 姻族



# 脳死した者の身体からの臓器提供の標準的なフローチャート



※平成11年度厚生科学研究費補助金 免疫・アレルギー等研究事業(臓器移植部門)  
「脳死体からの多臓器の摘出に関する研究」報告書より抜粋・一部改編

臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供に関する作業班  
第1回（10月1日開催）における主な御意見

【親族優先提供と移植希望者（レシピエント）選択基準の関係について】

- 優先提供を受ける親族は、予め、レシピエント登録されていることを前提とすべき。
- 親族優先は、レシピエント選択基準の優先順位の第一位とするのが妥当ではないか。
- 法律に規定されており、医学的緊急度などよりも優先されると解釈される。
- 同時移植希望者よりも単独での移植を希望する親族が優先されると解釈される。
- 虚血許容時間の位置づけは、臓器毎の作業班において検討を行ってはどうか。

【親族優先提供の意思表示方法について】

- 親族優先提供の場合は、移植を受けるレシピエント側が期待をすることも考えられるため、意思表示方法についてはより慎重を期すべきではないか。また、偽造や複数枚作成を防止するための方策を考えた方がよいのではないか。
  - ・本人確認とともに、第三者に意思表示を登録することができるシステムが必要
  - ・書面への意思表示の場合は、運転免許証など1人が1枚を所持するものに記載
- 臓器移植におけるドナーとレシピエントの関係は、民法の遺贈の場合と同様に取り扱う必要はないのではないか。
- 本人意思の確認は現行制度においても慎重に行われてきており、親族優先の実施に当たっても、大きな変更を必要としないのではないか。